表 6-1（3）　造成工事等の一時的な影響及び建設機械の稼働に関する環境保全対策

予測評価書の記載事項		実施状況	写真等
該当項目	環境保全対策		
廃棄物・発生土	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）及び「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」等に基づき、積極的に発生抑制や減量化に努めるとともに、分別・再資源化を図る。	工事に伴い発生する廃棄物は、作業員に資料等を用いて積極的に発生抑制や減量化に努めることを周知するとともに、現場内において分別・再資源化を図っている。	
廃棄物・発生土	再資源化が困難な廃棄物は、産業廃棄物の運搬・処分の許可を得た業者に委託し、適正な処理を行う。	産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されたかを確認している。	
廃棄物・発生土	工事に伴い発生する産業廃棄物の保管にあたっては、適切な場所に保管し、飛散・流出の防止を図る。	工事に伴い発生する産業廃棄物の保管にあたっては、コンテナやネットを使用し、飛散・流出の防止を図っている。	
廃棄物・発生土	実施区域内においてできる限り有効利用を図り、山留め工事及び杭工事に伴い発生する泥土は、許可を受けた専門業者に委託して適切に処理、処分する。	掘削土は全量、実施区域内の盛土として再利用している。また、山留め工事及び杭工事に伴い発生する泥土は、許可を受けた専門業者に委託して適切に処理、処分している。	
廃棄物・発生土	発生土の搬出及び埋立等にあたっては、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」、「厚木市土砂等の適正処理に関する条例」を遵守する。	掘削土は全量、実施区域内の盛土として再利用している。	
騒音、植物・動物・生態系	建設機械については、低騒音型・低振動型の使用に努めるとともに、機械の配置を考慮し、1 ヶ所での作業が集中しないよう作業量の平準化に努める。	建設機械については、低騒音型・低振動型の使用に努めている。 また、月に 1 回開催している安全大会等で機械の配置を考慮し、1 ヶ所での作業が集中しないよう作業量等の平準化に努めている。	

注 1）廃棄物・発生土の環境保全対策について、掘削工事、山留め工事及び杭工事は過年度に実施済みであり、過年度の事後調査報告書に実施状況は報告済みである。（写真は過去の報告書で使用したものと同様）